

第2期茨城県南部地域基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

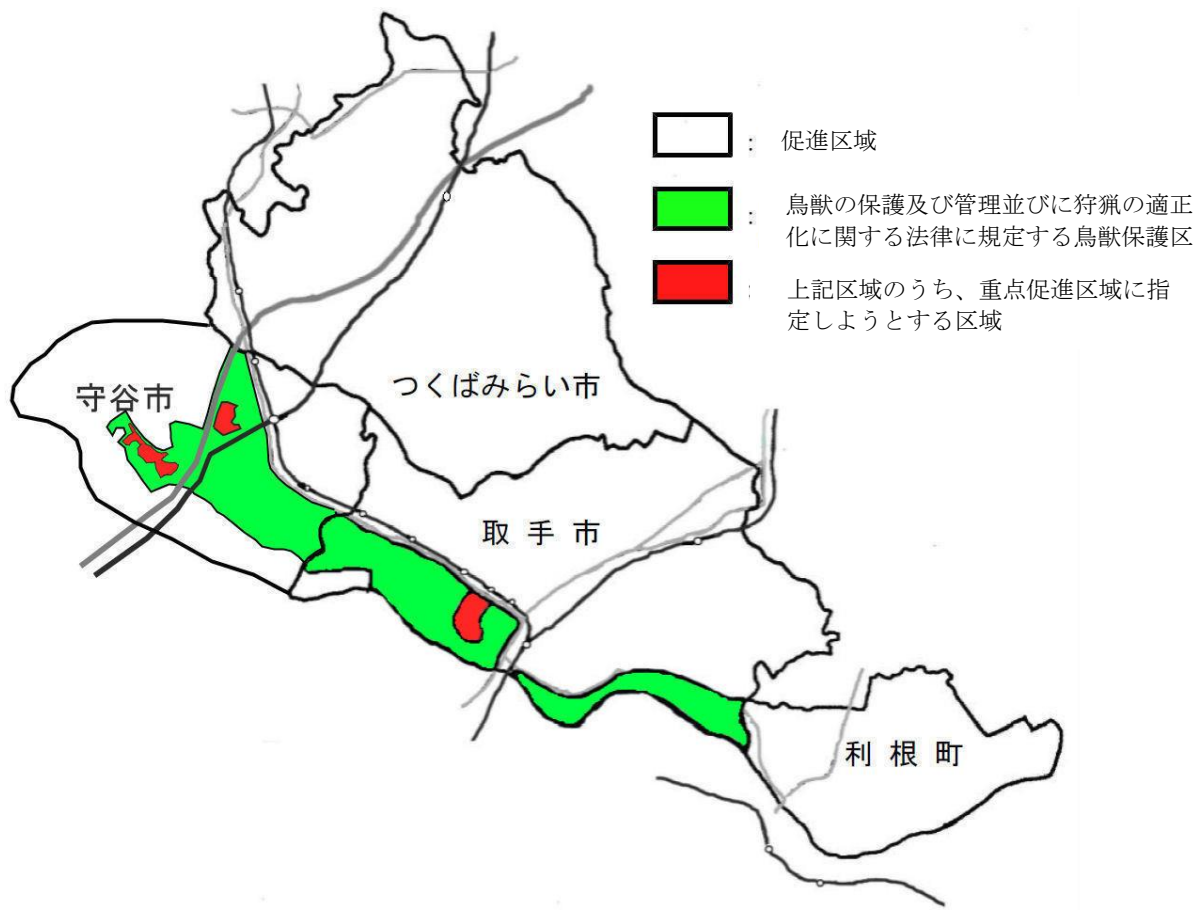
(区域)

設定する区域は、茨城県南部地域（取手市、守谷市、つくばみらい市、利根町）の3市1町であり、令和5年10月現在における行政区画である。概ねの面積は20,967haである。

本促進区域には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区と、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落を含んでいるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立公園、国定公園、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等は、当地域には存在しない。

○促進区域図



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

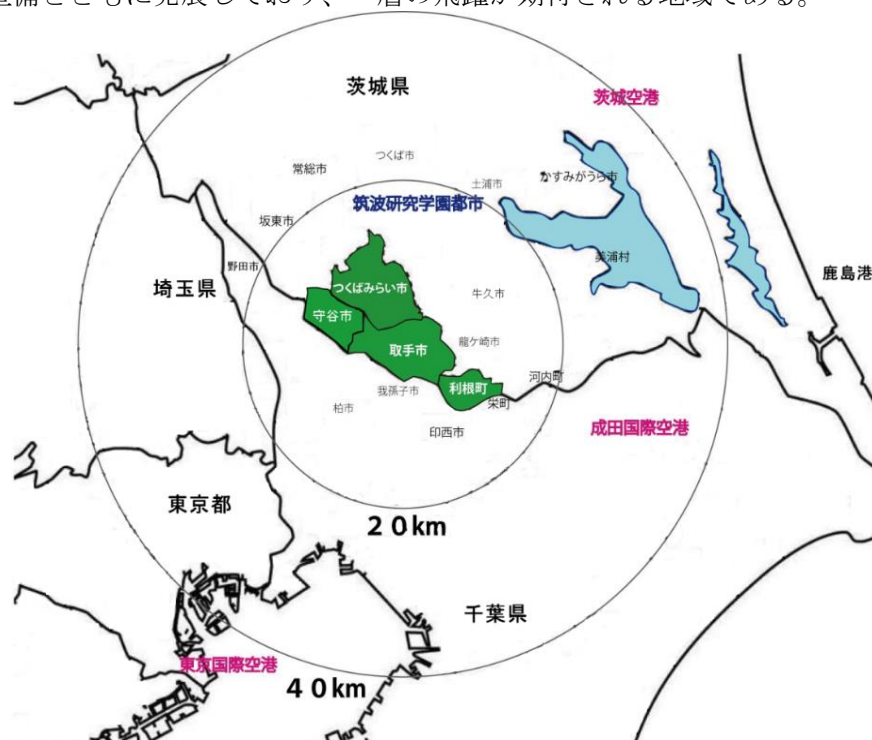
①地理的・社会的条件

本地域は、茨城県南部に位置し、首都から40km圏内にある。

利根川、鬼怒川、小貝川の豊かな水系に抱かれたほとんどが平坦な地形であり、北はつくば市、東は龍ヶ崎市・河内町、西は常総市、さらに利根川を挟んで南に千葉県野田市・柏市・我孫子市・印西市・栄町と接している。

本地域の面積は、20,967haで県全体（609,724ha）の約3.4%にあたり、また、そのうち可住地が約93%を占めている。

広域的には、首都東京、筑波研究学園都市として発展しているつくば市、国際空港都市である成田市及び茨城空港のほぼ中央に位置しており、首都圏発展の一翼を担う地域として、茨城県都市計画マスタープランに位置づけられている。さらに本地域は、東京と直結するつくばエクスプレス（TX）・東日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR」と略記する。）常磐線・常磐自動車道及び首都圏中央連絡自動車道・主要国道の整備とともに発展しており、一層の飛躍が期待される地域である。



②地域産業の沿革

本地域は、利根川、鬼怒川、小貝川の豊かな水に恵まれ、稲作を中心とした農業が栄え、関東有数の米どころであったが、消費者の食生活の変化や輸入農産物の増加により農業産出額は減少してきている。

工業については、高度経済成長期以降、首都圏近郊という利便性を生かした宅地開発や道路網などの整備により、流入人口の増加とともに、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、食料品製造業が移転・進出してきた。

また、これらの進出してきた企業と自治体との連携が図られ、地域内からも関連業種の新規創業が行われてきた。さらに、進出してきた企業は全国展開をしている企業が多く、製品の流通を担う物流関連産業も発展してきた。しかしながら、つくばみらい市では市内北部に約100haの工業団地を

整備したほか、守谷市では市内北部に約 13.5ha 及び市内南部に約 60.8ha の産業用地を含む区画整理事業が予定されるなど、一部地域では工業団地等の整備を進めているものの、企業進出を首都圏近郊という地理的特性に任せ、積極的な工業団地の開発を行ってこなかったことや、近年の企業活動のグローバル化の進展により、新たな企業進出は停滞している。

商業については、古くは江戸時代の利根川水運による物資の交流拠点として賑わいを見せていたが、店舗規模の大型化やモータリゼーションの進展による商業施設の郊外進出により、既存の小規模小売店は店舗数、売上高ともに減少している。

生活関連産業については、1970～1990 年代に国内総出荷量シェアの多くを占める飲料メーカーが複数立地し、県内生産量の大部分を占める等、県内産業において重要な役割を担ってきた。

光学精密機械産業については、1960 年代にデジタルカメラやレーザープリンター等で世界有数のシェアを占める企業の製造拠点となる事業所が立地し、本地域の産業発展に寄与している。

③既存の産業集積の状況

本地域の製造業は、小規模な企業が多く、業種も多岐にわたっているが、大規模な活動を展開している企業も数社存在し、その企業を中心としたネットワークが形成されているものもある。

本地域における令和 3 年の製造業の事業所数は 203 か所、従業員数は 15,801 人で、製造品出荷額は 8,608 億円となっている（令和 3 年経済センサス）。

また、本地域における企業立地の状況については、守谷市とつくばみらい市は、都市計画法上の工業専用地域が中心となっており、取手市、利根町では、都市計画法の準工業地域や工業地域として用途指定された区域への立地や市街化調整区域への立地もみられる。

○地域の概況

	総面積 (km ²)	可住地 面積 (km ²)	可住地 面積比率 (%)	総人口 (人)	農 業 産出額 (億円)	製造品 出荷額等 (億円)
全 国	377,975	122,955.61	32.5	125,502,000	89,557	3,020,033
茨城県	6,097.24	3,888.59	63.8	2,867,009	4,123.2	121,773
地域計	209.67	194.68	92.9	238,157	72.8	8608.0
取手市	69.94	67.91	97.1	104,524	24.1	2,985.5
守谷市	35.71	34.03	95.3	68,421	13.0	2,437.3
つくばみらい市	79.16	68.54	86.6	49,872	28.0	3,144.6
利根町	24.86	24.20	97.3	15,340	7.7	40.6

資料：社会生活統計指標-都道府県の指標-2023、統計でみる市区町村のすがた 2023、市町村別農業算出額（令和 3 年）、経済センサス（令和 3 年）

○産業別就業者人口比率

市町名	就業者 人口 (人)	産業別就業者人口					
		第1次産業		第2次産業		第3次産業	
		人口(人)	%	人口(人)	%	人口(人)	%
地域計	107,731	2,236	2.1	25,885	24.0	76,587	71.1
取手市	45,276	796	1.8	9,728	21.5	33,023	72.9
守谷市	31,791	276	0.9	8,177	25.7	22,924	72.1
つくばみらい市	24,545	875	3.6	6,541	26.6	16,185	65.9
利根町	6,119	289	4.7	1,439	23.5	4,455	72.8

資料：統計でみる市区町村のすがた 2023

④交通基盤等

【道路】

道路網は、本地域西端を縦走する常磐自動車道を基軸に、国道6号・国道6号牛久土浦バイパス・国道294号をはじめとする国道・県道等が接続して、広域及び域内の交通ネットワークを構築するとともに、産業活動を支えている。さらに、首都圏中央連絡自動車道の開通により、常磐自動車道と東北自動車道が連結し、成田国際空港、鹿島港にもつながることで、首都圏の交流・連携の強化が図られている。また、近年では、県道野田牛久線（小張バイパス）が供用開始となる等、駅や周辺市街地のアクセス向上が図られている。

今後は、首都東京・成田・つくば・茨城空港のほぼ中央に位置していることから交通の要となるよう、また、首都圏と東北地方との中継点としての機能充実を目指し、地域が一体となって、このような大きな環境変化を戦略的に生かしていく必要がある。

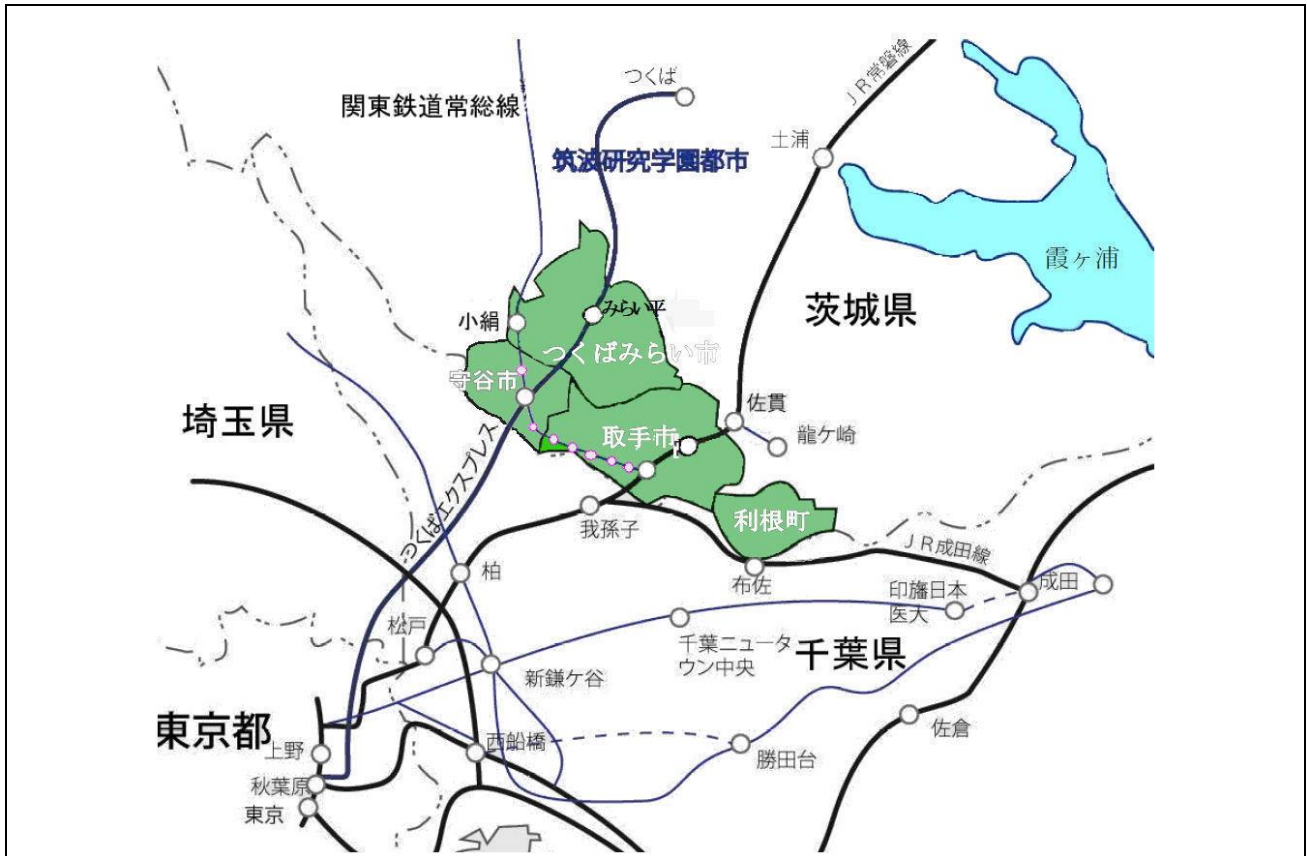
【空港・港湾】

本地域は、我が国の玄関口である成田国際空港、重要港湾である鹿島港から近い位置にあるほか、高速交通網の充実に伴って重要港湾である茨城港（常陸那珂港区等）の県内港湾や、平成22年3月に開港した茨城空港も一層利用しやすくなるなど、海路、空路の利用に恵まれた地域となりつつある。

【鉄道】

鉄道網は、平成27年3月に東京駅乗り入れが実現したJR常磐線が、本地域中央部を縦走し、本県の都市形成の基軸を担っており、本地域には、取手駅・藤代駅の2駅が所在している。また、本地域西端にはつくばエクスプレス（TX）が平成17年8月に開通し、秋葉原駅とつくば駅を約45分で直結させ、首都との近接性が高まった。つくばみらい市に立地する「みらい平駅」及び守谷市に立地する「守谷駅」の周辺では、東京のベッドタウンとして人口増加や企業立地が進むなど、市街化形成に大きく寄与している。

このほか、本地域南西部を、関東鉄道常総線（取手駅～下館駅）が縦走しJR常磐線とTXを接続させているほか、地域南部をJR成田線（我孫子駅～成田駅）が縦走し、地域内の鉄道ネットワークを支えている。



平成 26 年度東京駅乗り入れ

【情報通信基盤】

現在、企業活動においては、いわゆるブロードバンドインターネット接続環境が必須となっている。各地域でブロードバンド利用環境が広がっており、情報通信基盤の利用環境における格差は急速に解消されつつある。本地域においても、ほとんどの市町に NTT 東日本や KDDI が提供するブロードバンドネットワーク接続エリアが広がっている。

また、茨城県では、県民・企業誰もが便利で廉価に利用できる情報通信環境を確保するため、独自の情報インフラとして「いばらきブロードバンドネットワーク」が構築されている。

⑤工業用地の整備状況

茨城県の南部に位置する本地域は、首都圏の玄関口として、古くから首都機能を補完するように、企業の進出が図られてきている。したがって、各地方に昭和 40～50 年代に盛んに造成されたような工業団地は存在しない。

本地域内にある工業専用地域は、守谷市北部に位置する立沢地区工業専用地域（昭和 45 年設定）、西部に位置するもりや工業団地（昭和 63 年設定）とつくばみらい市北部に位置する福岡地区工業専用地域（昭和 45 年設定）の 3 か所があり、その大部分は企業が立地している状況である。

また、つくばみらい市においては、既存の福岡地区工業専用地域と連携した産業拠点を創出し、優良な工業系企業を誘致するため、当該工業専用地域に隣接する市北部に、約 100ha の工業団地（福

岡工業団地・圏央道インターパークつくばみらい)の整備に取り組み、国内有数の企業の立地が決定している。

その他、工業専用地域の指定や工業団地の造成はされていないが、優良企業が立地するなどし、大消費地東京に向けた企業の進出が見られる。

⑥人材育成機関、産業支援機関および大学・研究機関

本地域には、7校の県立高等学校のほか、私立一貫校も3校存在している。

取手市には、国立大学法人東京藝術大学が、また利根町には日本ウェルネススポーツ大学があり、様々な産業との連携が図られている。

専門学校は取手市内を中心に、成田国際航空専門学校等が設置されており、人材育成を担う機能が集積している。

さらに取手市は、JR常磐線で上野まで40分、守谷市、つくばみらい市においては、つくばエクスプレス(TX)で秋葉原まで40分弱と近距離にあり、この沿線上には、国立大学法人東京藝術大学、隣接するつくば市には、国立大学法人筑波大学があり、これらの学術機関と技術力や開発意欲にあふれた中小企業等との連携により、技術革新を創出する高い成長が期待できる。

このような取組を支援するため、本地域に隣接するつくば市には、独立行政法人産業技術総合研究所の産学官連携推進本部等があり、様々な技術支援や国の援助等の仲立ちを積極的に進めるなど、産学官の連携が強化されている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本地域は、利根川や鬼怒川の舟運を利用して古くから物流ネットワークが発達していたところである。現在、鉄道や高規格道路も整備され、首都圏の通勤圏として、そして地場産業を活用した食料・生産、物流拠点となり、また、技術水準の高い精密機械、一般機械、農業機械、住宅関連産業、金属製品産業の集積がみられ、就業者数の約15%が製造業に従事している。

これらの地理的特性や産業集積などを活用し、暮らしや食品の安全・安心を重視した付加価値型生活関連産業、高度化するものづくり産業、安全で効率的な物流関連産業分野の成長ものづくりを進め、本地域の活性化を促進していく。

※統計でみる市町村のすがた 2023、令和3年経済センサスー活動調査産業横断的集計より算出

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
促進区域での地域経済牽引事業による付加価値増加分		526 百万円	—

(算定根拠)

現状値については、承認済みの地域経済牽引事業計画が1件あるものの、当該事業収益がマイナス（赤字）であるとの理由により付加価値創出額がマイナス値であり、目標値との比較において不適當なため、記載しない。

活用する分野ごとに1事業所あたりの付加価値創出額を設定し、想定事業数を乗じて付加価値額を算出し、その数値を積み上げ、526 百万円の付加価値を創出することを目指す。

想定事業数は分野ごとに2件、計6件の創出を目指す。

分類	付加価値創出額	想定される1事業所あたりの付加価値創出額	想定事業数（承認件数）
①暮らしや食品の安全・安心を重視した生活関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野	206 百万円	103 百万円	2 件
②光学精密機械産業、農業機械産業、機械金属産業、素材加工産業等の集積を活用した成長ものづくり分野	202 百万円	101 百万円	2 件
③常磐自動車道等の充実した高速道路網等の交通インフラを活用し	118 百万円	59 百万円	2 件

た物流関連分野			
計	526 百万円	—	6 件

③分野の1事業所あたりの付加価値創出額は34百万円であるため、茨城県の1事業所あたりの付加価値創出額である59百万円を設定する。

※令和3年経済センサスー活動調査産業横断的集計、平成27年茨城県産業連関表より算出

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	伸び率
地域経済牽引事業の創出件数	1 件	7 件	600%

(算定根拠)

平成29年12月22日付けで同意を受けた基本計画に基づき承認された地域経済牽引事業計画1件を現状値とする。

地域の特性及びその活用戦略①～③において、各2件以上の地域経済牽引事業の創出を目指す。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 5,917 万円（茨城県の 1 事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（令和 3 年））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内における地域経済牽引事業に関係する事業者において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 4.6 以上増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 4.6%以上増加すること
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 9.7%以上もしくは 7 名以上増加すること
- ④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 23.9%以上増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあつては、その区域

（１）重点促進区域

重点促進区域は以下の字の区域とする。

取手市

- ①白山七丁目・新町五丁目（白山工業地域）
- ②桑原・井野・井野台二丁目（井野・桑原工業地域）
- ③櫛木（櫛木工業地域）
- ④宮和田（宮和田工業地域）
- ⑤櫛木・清水（清水地区）
- ⑥毛有（毛有地区）
- ⑦下高井（下高井向原地区）
- ⑧下高井（下高井常案地区）
- ⑨ゆめみ野三丁目（ゆめみ野地区）

つくばみらい市

- ⑩中原・坂野新田・台・福岡・南（福岡地区工業専用地域）
- ⑪福岡工業団地
- ⑫田村・中原・福岡・南（圏央道インターパークつくばみらい）
- ⑬筒戸（筒戸工業地域）
- ⑭絹の台4丁目（絹の台準工業地域）
- ⑮小絹（小絹工業地域）
- ⑯小絹・杉下・筒戸（筒戸東地区）

利根町

- ⑰大平・早尾（大平地区）

守谷市

- ⑱立沢・百合ヶ丘（立沢地区工業専用地域）
- ⑲緑一丁目・緑二丁目（もりや工業団地）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ね面積は、441.3ha程度であり、道路・ガス水道等の基本的なインフラ整備が既に完了している区域である。今後は交通インフラの充実に伴って、新規の工場立地や既存工場の拡大が見込まれる区域である。

○ 具体的な区域については、次のとおりである。

取手市	①	<p>【概況】白山七丁目・新町五丁目（白山工業地域）25.6ha 遊休地無し、農用地区域無し、鳥獣保護区にあり、都市計画法の用途地域は工業地域である。</p> <p>【設定理由】映像事務機製造業者が立地しており、市の南部に位置し、国道294号と常総ふれあい道路（市道）が通り、JR常磐線取手駅から約1km、常磐自動車道谷和原インターチェンジから約10kmという立地条件にあるため。</p>
	②	<p>【概況】桑原・井野・井野台二丁目（井野・桑原工業地域）26.6ha 遊休地無し、農用地区域無し、都市計画法の用途地域は工業地域である。</p> <p>【設定理由】酒類製造業者が立地しており、市のやや南部に位置し、国道6号に接し、JR常磐線取手駅から約2km、常磐自動車道谷和原インターチェンジから約13kmという立地条件にあるため。</p>
	③	<p>【概況】桐木（桐木工業地域）4.4ha 遊休地無し、農用地区域無し、都市計画法の用途地域は工業地域である。</p> <p>【設定理由】市の北東部に位置し、小貝川沿いの住宅地の一角にあるが、国道6号バイパスに近く、首都圏へのアクセスが容易な立地条件にあるため。</p>
	④	<p>【概況】宮和田（宮和田工業地域）6.0ha 遊休地無し、農用地区域無し、都市計画法の用途地域は工業地域である。</p> <p>【設定理由】家具製造業者と架線用機械工具製造業者の2社が立地しており、市の北東部に位置し、JR常磐線藤代駅に隣接した立地条件にあるため。</p>
	⑤	<p>【概況】桐木・清水（清水地区）5.0ha 遊休地無し、農用地区域無し、全区域約5.0haが市街化調整区域である。</p> <p>【設定理由】食品製造業者が立地しており、市のほぼ中央部に位置し、JR常磐線藤代駅から約2kmで国道6号沿いという立地条件にあるため。</p>

つくばみらい市	⑥	<p>【概況】毛有（毛有地区）4.1ha 遊休地無し、農用地区域無し、全区域約4.1haが市街化調整区域である。</p> <p>【設定理由】鉄骨・鉄製品製造業者が立地しており、市のほぼ中央部に位置し、JR常磐線藤代駅から約3kmという立地条件にあるため。</p>
	⑦	<p>【概況】下高井（下高井向原地区）0.9ha 遊休地無し、農用地区域無し、全区域約0.9haが市街化調整区域である。</p> <p>【設定理由】金物類製造業者が立地しており、市の西部に位置し、国道294号に通じる都市計画道路が整備され、交通アクセスの向上が見られる立地条件にあるため。</p>
	⑧	<p>【概況】下高井（下高井常案地区）9.3ha 遊休地無し、農用地区域無し、全区域約9.3haが市街化調整区域である。</p> <p>【設定理由】建設用金属製品製造業者が立地しており、市の西部に位置し、国道294号に通じる都市計画道路が整備され、交通アクセスの向上が見られる立地条件にあるため。</p>
	⑨	<p>【概況】ゆめみ野三丁目（ゆめみ野地区）11.6ha 遊休地無し、農用地区域無し、都市計画法の用途地域は準工業地域である。</p> <p>【設定理由】食品製造業者等が立地しており、市の西部に位置し、関東鉄道常総線ゆめみ野駅から約1km、国道294号に通じる都市計画道路が整備され、交通アクセスが良好な立地条件にあるため。</p>
	⑩	<p>【概況】中原・坂野新田・台・福岡・南（福岡地区工業専用地域）96.4ha 遊休地無し、農用地区域無し、市街化調整区域無し。</p> <p>【設定理由】市の北部にあり、つくば市と隣接した地域であり、つくばエクスプレス（TX）みらい平駅にも近い。主なものとして農業用機械器具製造業者（農業用器具を除く）及び鉄骨系プレハブ住宅製造業者が進出しており、産業発展の拠点となっているため。</p>
	⑪	<p>【概況】福岡工業団地32.0ha 遊休地無し、農用地区域無し、市街化調整区域無し。市北部に位置し、都市計画道路東檜戸・台線に隣接する。</p> <p>【設定理由】近くにつくばエクスプレス（TX）みらい平駅などがあり、交通アクセスは非常に高く、国内有数の企業の立地が決定しており、産業発展の拠点となりうるため。</p>
	⑫	<p>【概況】田村・中原・福岡・南（圏央道インターパークつくばみらい）69.6ha 遊休地無し、農用地区域無し、市街化調整区域（地区計画を設定）。</p> <p>【設定理由】⑪福岡工業団地の南部に位置し、隣接する都市計画道路東檜戸・台線やつくばエクスプレス（TX）みらい平駅などがあり、交通アクセスは非常に良い。（令和5年8月現在 造成工事中）。国内有数の企業の立地が決定しており、産業発展の拠点となりうるため。</p>
	⑬	<p>【概況】筒戸（筒戸工業地域）6.0ha 遊休地無し、農用地区域無し、市街化調整区域無し。</p> <p>【設定理由】国道294号、常磐自動車道谷和原インターチェンジ、中心市街地にも近く東京圏への交通の便に優れていることから、運送事業所等が立地しており、産業発展の拠点となっているため。</p>
	⑭	<p>【概況】絹の台4丁目（絹の台準工業地域）14.3ha 遊休地無し、農用地区域無し、市街化調整区域無し。</p> <p>【設定理由】都市再生機構（旧住宅・都市整備公団）の区画整理事業により開発されたもので、市の玄関口である常磐自動車道谷和原インターチェンジに隣接し交通アクセスは非常に良い環境下にある。主なものとして空圧機器、自動制御機器製品の研究所及び動植物油脂製品の研究所が進出していることから、産業発展の拠点となっているため。</p>
⑮	<p>【概況】小絹（小絹工業地域）5.4ha 遊休地無し、農用地区域無し、市街化調整区域無し。</p> <p>【設定理由】常総ふれあい道路に隣接するとともに国道294号、中心市街地にも近く東京圏への交通の便に優れている。ベビー用品全般の物流センターが進出しており、産業発展の拠点となっているため。</p>	

	⑩	<p>【概況】小絹・杉下・筒戸（筒戸東地区）7.6ha 遊休地無し、農用地区域無し、全区域約7.6haが市街化調整区域になる。</p> <p>【設定理由】国道294号、常磐自動車道谷和原インターチェンジに近接し、関東鉄道常総線小絹駅にも近く東京圏への交通の便に優れている。国内有数の窓用・扉用日よけ、日本びょうぶ等製造業者が進出しているため。</p>
利根町	⑪	<p>【概況】大平・早尾（大平地区）5.3ha 遊休地無し、農用地区域無し、全区域約5.3haが市街化調整区域になる。</p> <p>【設定理由】町の北部、龍ヶ崎市に接する地区であり、主要地方道千葉竜ヶ崎線に隣接し、成田国際空港までは40分という立地条件にあるため。</p>
守谷市	⑫	<p>【概況】立沢・百合ヶ丘（立沢地区工業専用地域）45.8ha 遊休地無し、農用地区域無し、都市計画法の用途地域は工業専用地域である。</p> <p>【設定理由】常総ふれあい道路に隣接するとともに常磐自動車道が一部地区内を通過し、谷和原インターチェンジに近接し、交通アクセスは非常に良いため。</p>
	⑬	<p>【概況】緑一丁目・緑二丁目（もりや工業団地）65.4ha 遊休地無し、農用地区域無し、都市計画法の用途地域は工業専用地域。市西部に位置し、工業団地として整備した区域である。</p> <p>【設定理由】東洋一の規模を誇る酒類製造工場をはじめ、多くの企業が立地しているため。</p>

○設定する区域の地番については、別添の「重点促進区域地番表別紙1」のとおりである。

○地図については、別添の「重点促進区域図別紙2」のとおりである。

（関連計画における記載等）

取手市都市計画マスタープランにおいては、（重点促進区域：①白山工業地域、②井野・桑原工業地域は）本市の中心市街地であり、商業・業務機能や文化機能といった都市機能の集積と、住宅地との共生に配慮した操業環境を形成する。（重点促進区域：③桐木工業地域、④宮和田工業地域は）賑わいのある藤代駅周辺の市街地と安全で快適な住宅地の形成を図り、住宅地と既存の工業系施設が共生できる環境を形成する。（重点促進区域：⑤清水地区、⑥毛有地区は）市街化調整区域であるが、本市の中心的役割を担う取手駅周辺と藤代駅周辺の両市街地を結ぶ位置にあることなどから、特に開発需要が高く、優良農地の保全に努めつつ計画的な土地利用を推進する。（重点促進区域：⑦下高井向原地区、⑧下高井常案地区、⑨ゆめみ野地区は）住宅地の中の大規模工場においては、事業者との連携のもと、住宅地との共生に配慮した環境形成を図るといった記載となっている。

つくばみらい市都市計画マスタープランにおいては、（重点促進区域：⑩福岡地区工業専用地域は）周辺の居住環境や自然環境に配慮しながら、生産環境の維持・向上を図る。（重点促進区域：⑪福岡工業団地、⑫圏央道インターパークつくばみらいは）物流基盤を強化する周辺道路の整備に併せ、新たな企業立地を促進するため、事業者の協力のもと地区計画制度などを活用しながら、工業系土地利用の拡大を検討する。（重点促進区域：⑬筒戸工業地域・⑭絹の台準工業地域・⑮小絹工業地域・⑯筒戸東地区は）周辺の住環境との調和を前提としながら、機能更新など既存研究施設の維持を図るとともに、研究・開発系機能など新たな産業系の誘致も視野に入れた本市の活力を支える産業系土地利用を図るといった記載となっている。

利根町都市計画マスタープランにおいては、（重点促進区域：⑰大平地区は）主要地方道千葉竜ヶ崎線沿道に位置するため、産業分野の活性化が期待され、産業促進ゾーンとして、工場跡地に民間企業の積極的な誘致を推進する地区といった記載となっている。

守谷市都市計画マスタープランにおいては、（重点促進区域：⑱立沢地区工業専用地域、⑲もりや

工業団地は)常磐自動車道谷和原インターチェンジに近い地域の特性を生かし豊かなオープンスペースを持った環境と合わせ、幹線道路網の整備等により産業・生産機能を保全充実し維持発展を目指す工業・流通施設用地といった記載となっている。

また、本地域の重点促進区域の一部は鳥獣保護区に存在するが、工業団地整備が進められ、既に分譲・共用が進んでいることや、市の総合計画に工業専用区域と位置付けられているなど地域固有の事情があることから、自然環境に十分な配慮を加えることを前提に、重点促進区域に設定するものとする。なお、本地域には、他の環境保全上重要な区域は存在しない。

(2) 重点促進区域を設定した理由

本地域は、首都東京、筑波研究学園都市として発展しているつくば市、国際空港都市である成田市及び茨城空港のほぼ中央に位置しており、首都圏発展の一翼を担う地域に位置し、東京と直結するつくばエクスプレス (TX)・JR 常磐線・常磐自動車道及び首都圏中央連絡自動車道など、近年、交通アクセスが飛躍的に向上するなど、今後も益々発展が見込まれる地域である。

本地域の全ての重点促進区域について、首都圏に位置し、その交通の利便性から地場産業を活用した食料・生産、物流拠点となり、また、技術水準の高い精密機械、一般機械、農業機械、住宅関連産業、金属製品産業の集積がみられ、今後も、成長性の高いものづくり産業の発展が見込まれる区域であることから工場立地法の特例措置が必要不可欠であり、今回、重点促進区域として定めるものである。

各重点促進区域の設定理由については、(1)に記載の表を参照。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

工場立地特例対象区域を設定する区域の地番については、別添の「重点促進区域地番表別紙1」のとおりである。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①暮らしや食品の安全・安心を重視した生活関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②光学精密機械産業、農業機械産業、機械金属産業、素材加工産業等の集積を活用した成長ものづくり分野
- ③常磐自動車道等の充実した高速道路網等の交通インフラを活用した物流関連分野

(2) 選定の理由

- ①暮らしや食品の安全・安心を重視した生活関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

本地域における令和3年の生活関連産業の事業所数は88か所、従業員数は4,468人で、製造品出荷額は2,861億円となっている(令和3年経済センサス)。本地域は、首都圏のニーズにより、

生活関連産業の様々な企業が集積し、関連する人材や技術が蓄積されている。

また、本地域には古くから、食品関係の企業や国内総出荷量シェアの多くを占めるビール類の飲料メーカーが2社集積している。特に茨城県のビール生産量は全国1位であり、本地域の大手2社の生産量が大きな割合を占めている。これは、この地域の質の良い豊かな水や、豊富な農産物など本県の立地環境が大きく寄与している。

近年では、製品についても付加価値の高い、そして暮らしや食品の安全・安心を重視した製品が求められている。

そのため、地元農業関係者と連携し、食に関する資源を活用した新しい産業形態や植物工場等新分野への進出を目指す企業の集積を図るとともに、事業者に対し、各種支援制度等の実施や積極的な情報提供を行い、成長ものづくり分野の地域経済牽引事業の促進を図っていく。

②光学精密機械産業、農業機械産業、機械金属産業、素材加工産業等の集積を活用した成長ものづくり分野

本地域における令和3年の光学精密機械産業、農業機械産業、機械金属産業、素材加工産業等の集積を活用した成長ものづくり分野の事業所数は128か所、従業員数は11,645人で、製造品出荷額は3,851億円となっている(令和3年経済センサス)。ものづくり産業は、生産の振興、新技術の創造、雇用の創出など、あらゆる領域で本地域の産業発展を支え、生活の向上に貢献してきた。

本地域には日本を代表する光学精密機械産業や農業機械産業、さらに機械金属、素材加工等多種多様な業種の産業が集積されている。光学精密機械産業ではデジタルカメラやレーザープリンター等で世界シェア第1位である企業の大型複写機の製造拠点があり、電子写真技術などの研究開発もそこで行われている。農業機械産業では、日本国内だけでなく海外市場でも売上拡大を続ける企業がトラクターなどの農業用大型機械の製造をしている。また、機械金属産業、素材加工産業では東京湾アクアラインなどの建設実績を持ち、鉄骨を製造している企業などが立地している。

また、本地域が首都圏から至近であり、交通の利便性も高いことから、製造拠点のみならず、研究所等の本社機能等の移転が進んでいる。

これらの産業集積という地域特性を活用していくことで、成長ものづくり分野の地域経済牽引事業の促進を図っていく。

③常磐自動車道等の充実した高速道路網等の交通インフラを活用した物流関連分野

本地域における令和3年の物流関連分野の事業所数は226か所、従業員数は5,609人となっている(令和3年経済センサス)。本地域は、常磐自動車道と県内区間が全線開通した首都圏中央連絡自動車道など高規格高速道路網が充実することにより、首都圏まで1時間程度でアクセス可能であり、また、首都高速道路を経由せずに関西方面へアクセスすることも可能となり、県内においても茨城空港や茨城港、鹿島港とのアクセスも向上し、利便性が飛躍的に高まり、首都の物資集配拠点として、倉庫業や輸送に関する事業の実施が期待されている。

これらの充実した高速道路網等の交通インフラ活用が産業集積の基盤ともなり、さらに、単にものを運ぶ際の効率性だけでなく、企業のBCP(事業継続計画)といった観点から安全性を求めた新たなルートや拠点づくりに大いに期待されている地域であり、地域を構成する自治体と企業の

双方が連携し、新たな物流ネットワークを構築していくことで物流関連分野の地域経済牽引事業の促進を図っていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、成長ものづくり分野に関連する地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者が事業を推進する上でのニーズを把握し、適切な事業環境の整備を図って行く必要がある。これら事業者のニーズを踏まえた事業環境の整備にあたっては、国の支援策も併せて活用することで、事業コストの低減や地域が持つ優位性の発揮を積極的に図って行く。

(2) 制度の整備に関する事項

①新たな設備投資に対する優遇制度の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、固定資産税の減免措置や設備投資に対する補助制度を創設していく。なお、固定資産税の減免措置については、つくばみらい市ではすでに条例を制定しており他の市町については今後検討を進める。

②地方創生関連施策

デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、令和6年度以降、生活関連産業や各種機械産業を活用した成長ものづくり分野、高速道路網等の充実した交通インフラを活用した物流関連分野など設備投資支援等による事業環境の整備や、販路開拓の強化等の支援を検討していく。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①茨城県

オープンデータの公開サイトを通じ、庁内に保有するデータのオープンデータ化を進めることで、生活の利便性や行政の透明性の向上を図るとともに、民間企業等でのオープンデータの利活用による新事業の創出を促すなど、社会・経済の活性化に寄与することを目指す。

②市町

各市町ホームページにおける各種統計資料の公表等により、市政に関連するデータの公開を進めるほか、茨城県と市町が共同で整備を進める県域統合型GIS（地理情報システム）「いばらきデジタルまっぷ」を通じて、市民生活に関連する各種行政情報の提供を行う。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業者の抱える課題解決については、茨城県立地推進室内に相談窓口を設置するとともに、各市町の企業誘致担当部局が窓口となり、関係部署との調整を行う。

また、事業環境整備の提案を受けた場合についても、相談窓口を中心に、対応に向けて関係機関や関係部署と調整する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①スタートアップの支援

各市町で進めている起業・創業支援を中心としたスタートアップ支援事業を継続して実施す

る。

②産業用地の確保に向けた支援

つくばみらい市では企業誘致促進に向け、跡地や未利用地等のマッチング制度による情報提供を引き続き実施する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度（初年度）	令和7年度から 令和9年度	令和10年度 （最終年度）
【制度の整備】			
①デジタル田園都市国家構想交付金の活用	・ 交付金活用事業の事業計画の検討	・ 交付金活用事業の事業計画の検討 ・ 事業開始(予定)	・ 運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①県によるオープンデータ化の推進	・ 運用	・ 運用	・ 運用
②各市町によるオープンデータ化の推進	・ 運用	・ 運用	・ 運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①県相談窓口の開設	・ 運用	・ 運用	・ 運用
②各市相談窓口の開設	・ 運用	・ 運用	・ 運用
【その他】			
①スタートアップの支援	・ 運用	・ 運用	・ 運用
②産業用地の確保に向けた支援	・ 運用	・ 運用	・ 運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域経済牽引事業の促進にあたっては、茨城県産業技術イノベーションセンターや、公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構、株式会社つくば研究支援センターなど県や県関係の産業支援機関など連携を密に図りながら、県や市町においても支援していく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①茨城県産業技術イノベーションセンター

競争力が高く成長分野で活躍する企業の創出を目指し、「企業のイノベーション創出促進」と「開発力・提案力・スピードを持った企業の育成」にむけ、イノベーションに資する研究、ビジネス創出支援、コンサルティング、人材育成に取り組む。

②公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構

中小企業の振興を図り、本県産業の発展に寄与するため、受発注取引のあっせん、創業や新分野進出等の総合的な相談、新製品・新技術開発への助成、国際化への対応など、地域産業の中核を成す中小企業を支援する各種事業を実施しており、県内中小企業支援機関の中核として不可欠な役割を果たしている。

③株式会社つくば研究支援センター

茨城県・民間企業等の出資により設立され、産学官の交流・連携を図り、地域の活性化に寄与する機関である。県、つくば市、地域の研究機関や大学、民間企業との連携のもと、筑波研究学園都市の科学技術の集積を最大限に活かし、我が国の産業競争力の強化に不可欠な産業の新陳代謝とベンチャーの創出・育成や地域中小企業の技術力、開発力向上や販路開拓等を支援する。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

茨城県は、190kmに及ぶ海岸線、霞ヶ浦、筑波に代表される豊かな水、緑の山野に恵まれ、先人たちのたゆまぬ努力と進取の精神により、自然との調和の中で今日の豊かな生活を築いてきた。

この豊かで美しい環境を将来の世代に引き継いでいくため、県では平成8年に茨城県環境基本条例を制定し、本条例に基づき、県民、事業者及び地方公共団体が連携し、協力し合って、良好な環境を保全し、進んでやすらぎと潤いのある快適で住みよい環境の創造を目指している。

また、令和5年3月に改訂した「第4次茨城県環境基本計画」においては、事業者の役割として、事業活動に際して、公害防止のための取組はもとより、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの積極的な導入・利用、製品等の設計・製造、流通、消費及び廃棄のあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値を最大化するサーキュラーエコノミーへの移行、生産工程や流過程からの環境負荷の削減などの取組を自主的かつ積極的に進めることが求められている。

事業者は、こうした条例や計画の趣旨を十分に理解し、その事業活動を行うにあたっては、生活環境への配慮及び自然環境・生物多様性の保全はもとより、廃棄物の適正処理、3Rの推進、さらには地球温暖化対策等を積極的に推進していくことが求められる。

また、事業者は、環境保全のための新たな技術の開発や環境配慮型商品の生産・販売、環境保全サービスの提供などを行い、環境と調和した持続可能な事業活動を展開するとともに、地域社会の一員として、県民、民間団体、市町村及び県との連携・協力を図りながら、地域における環境の保全と創造に向けた取組を積極的に推進することが求められる。

県は、県民、民間団体、事業者、市町村、近隣県、国等と連携を図り、各主体が自主的かつ積極的に良好な環境の保全と創造の取組に参加できるよう、それぞれの役割や取組の方向などを明らかにするとともに、各主体間のネットワーク構築などを図り、総合的に環境保全対策を推進するとともに、県民や事業者等の自主的かつ積極的な実践行動を促進するための各種の制度づくりや環境情報の提供、環境学習の推進、普及啓発などを行う。

事業者は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区にあた

っては、自然環境と生物多様性の保全に十分に配慮する。

本計画の実施及び地域経済牽引事業計画の承認にあたっては、これらの取組を実践し、国が定める各種環境法令を遵守するとともに、事業活動に伴い生じ得る環境保全上の問題に配慮しつつ、地域社会との調和を図る。

また、環境保全上重要な地域での整備の実施に当たって、これら多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少な野生動植物種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。

なお、本計画は公園計画との整合を図ったうえで策定したものであり、また、地域経済牽引事業計画を承認する際には、環境部局と調整を図ることとする。

(2) 安全な住民生活の保全

県は、安全な社会の実現に向けた取組として、市町村、事業者及び県民との連携・協力のもとに推進する安全なまちづくりに関する施策の基本となる事項や犯罪の防止のために必要な規制を定めた「茨城県安全なまちづくり条例（平成15年茨城県茨城県条例第16号）」を制定している。

この条例の趣旨を踏まえ、犯罪の防止及び地域社会の安全に資するため、各市町との連携・協力のもと、以下の取組を行う。

・犯罪防止のための環境整備

工業団地内の道路、公園などの公共施設に、必要に応じて防犯灯や防犯カメラを設置するなど、犯罪を起こしにくい環境整備に努める。

・事務所情報の把握

空き事務所・空き工場が犯罪の温床となることを防止するため、エリア内の事業所情報の把握に努め、所有者に管理の徹底を求める。

・警察との連携

犯罪や事故発生時における警察への連絡体制の整備を図る。

・地域の防犯活動の推進

今後とも、市町、警察、地域防犯組織による連携を基本に、地域の事業所や立地企業の参加・連携も図りつつ、地域に根差した防犯活動のより一層の充実を促進する。

・地域住民との協議

今回の地域未来投資促進法の基本計画に基づく地域経済牽引事業の推進を図るための措置で、地域住民の生活環境等にかかわるものの実施にあたっては、あらかじめ地域住民の意見を十分聴取することとする。

なお、各地域における防犯活動は、次のような状況にある。

- ・ 各地域では、市町、警察署、防犯協会、町内会ごとの地域自主防犯組織（自警団）等が連携しながら、住民への注意喚起、情報共有化、防犯灯の設置・管理等に取り組んでいる。
- ・ 市町では、防犯ボランティアやスクールサポーター等による児童の登下校の見守りやパトロール活動、青色回転灯を装備した車両による防犯パトロール（青色防犯パトロール）、街頭での防犯啓発活動など、ボランティアと連携した取組をそれぞれに展開している。また、防犯連絡協議会の設置・運営、生活安全に関する条例の制定、インターネットを活用した犯罪発生情報や防

犯情報の提供を行うなど、市町、警察、住民が連携して安全で安心できるまちづくりに取り組んでいる。

(3) その他

- ・協議会の開催による情報交換と効果検証

毎年5月に取手市、守谷市、つくばみらい市、利根町からなる協議会を開催し、事業目標の設定・確認や、進捗・達成状況の確認等を行い効果検証する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項

(1) 総論

現時点では該当なし。今後、記載の必要が生じた場合は、基本計画を変更し、定めることとする。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和10年度末とする。

「茨城県南部地域基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。